

## 条 例

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三号

埼玉県公共施設長寿命化等推進基金条例

(設置)

第一条 公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てるため、埼玉県公共施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、公共施設等の長寿命化等の計画的な推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(埼玉県社会福祉施設整備基金条例の廃止)

2 埼玉県社会福祉施設整備基金条例（昭和四十三年埼玉県条例第四十二号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の条例に基づく埼玉県社会福祉施設整備基金に属

する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。